

(1)間には「風俗悪敷きもの」がいても「去り嫌い」 組合にいれないことがあつてはならない。
(2)一組合ごとに一年交代で「小頭」を一名おき、二五軒単位で「律義な頭百姓」一名を「約長」として選び、「約長」は領民にくりかえし「竈帳約条前書」⁽⁹⁾を読み聞かせること。

になつてゐる。その竈帳前書は一般には五人組帳前書といわれるもので、幕府や藩の掟の遵守、郷村に居住するものは武士、寺社家、山伏にいたるまで郡代・代官や村役人の指示を守る、農作業に専念し、年貢を日限通り納入する、追放者や他領のものが入りこまないように留意する、家作や衣裳などを身分相応にする、墮胎、捨子の禁止などが掲げられている。ところが幕末になると、弘化三年（一八四六）の『郷村御取締達帳写』の一節に

一五人組の儀、御趣意もこれあり候処、当時（現今）にては名のみにての様心得居り候者ものこれあり、宜しからざる儀につき、以来は（これからは）一類（身内）同様致し、心得違ひの者え異見を相加え無調法等仕出さざる様、吃度申し合せ候事

とあるように、五人組制度が形骸化して領民の不法を取り締る力を失つてゐることがわかる。

- 注
- (1) 河出書房新社『日本歴史大辞典』八巻
 - (2) 「諫早家文書」『長崎県史』史料篇第二
 - (3) 右同書
 - (4) 「多久家文書」『佐賀県史料集成』第十巻
 - (5) 「多久家文書」『佐賀県史料集成』第八巻
 - (6) 『鳥子御帳』第四
 - (7) 『治茂公御改正記録』四
 - (8) 『教諭御書附』
 - (9) 右同書

五 農民のくらし

(一) 貢租と夫役

幕藩体制下では農民の納める年貢としての米・麦が封建領主の経済を支える基盤であつた。佐賀藩においては年貢のことを「物成」^{ものなり}または「地米」^{じまい}と称した。地米という言葉は寛永十一年（一六三四）以後の史料に見られるが、当初は慶長十六年（一六一一）の鍋島勝茂の検地による草高（生産高）の三分の二に定めた。これを六つとも称した。しかし地域による差異も大きく、慶長年間（一七世紀前半）では佐賀郡においては七六%もあつた。ところが寛政元年（一七八九）の『巡見録』⁽¹⁾によると、川副東郷の地成（二反についての地米高）について

為重村 八斗八升一合廻^{まわり}（廻は平均の意）
三重村 七斗九升程

と、それぞれの庄屋が報告している。当時の反収は不明であるが、安政四年（一八五七）の『佐嘉郡川副東郷諸目安』によると川副東郷の平均反収は二・一四石とされているので税率は三九%になる。川副下郷でも二・一八石であるので、ほぼ四〇%前後、すなわち四公六民になっている。⁽²⁾

この地米高は農民の最高限度の納入義務高で、実際、納入に際しては落米（免除米）が認められている。これ

表6 天保9年御蔵入地米郷村附 (川副東郷分)

村名	地米(A)	年々否	成定春落	残高(B)	A/B%	備考
嘉与丁村	石・斗・升・合 440・6・6・9	石・斗・升・合 19・6・3・4	石・斗・升・合 54・9・9・3	石・斗・升・合 366・9・4・2	83.26	
大壺村	693・5・9・6	32・1・5・6	152・0・8・5	509・3・5・5	73.43	
徳富村	643・5・7・3	16・6・4・5	88・1・3・0	538・7・9・8	83.71	
諸富村	513・1・4・7	12・2・4・1	43・0・7・2	457・8・3・4	89.22	大中壺村から み方をよくむ
石塚村	455・5・0・6	16・3・3・9	37・5・0・7	401・6・6・0	88.17	
為重村	544・3・5・1	34・6・6・1	111・8・3・3	397・8・5・7	73.08	
上下村	264・5・6・3	7・2・9・3	63・6・7・3	193・5・9・7	73.17	
三重村	574・5・7・9	27・4・0・9	132・6・8・7	414・4・8・3	72.13	
福田村	448・8・4・1	14・8・4・2	95・4・0・0	338・5・9・9	75.43	
山領村	450・2・9・7	31・6・1・3	81・9・2・2	336・7・6・2	74.78	
太田村	603・1・1・1	24・5・6・9	81・9・9・5	496・5・4・7	82.33	
小杭村	400・4・2・8	18・0・8・1	65・1・4・2	317・2・0・5	79.21	
大津村	383・7・2・8	8・7・2・0	36・2・1・1	338・7・9・7	88.29	
計	6416・3・8・9	264・2・0・3	1043・7・5・0	5108・4・3・6	79.61	

には春落米といって当初から地米の約一〇・八%か、また、その年の作況に応じて秋落米といって地米の一三・七%ほどが免除されるものがある。そのほかにも種々の名目で免税されるものが八・七%ほどあるので合計三三・一%ほどが免除される⁽³⁾年貢も村ごとに割り当てられ、落米も村単位に明示された。秋落米は検見の結果によるものであるから

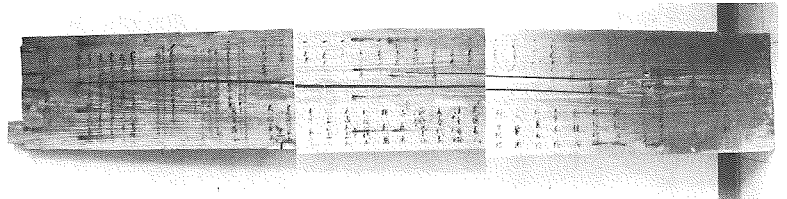
諸役者(役人)郷内罷り越し候節、食用、借又、馳走を致し左候て買物に仕り候様相聞え候⁽⁴⁾とあるように検者(検見の役人)に対する庄屋の賄賂や饗応が行われた。

寛延二年(一七四九)の「御蔵入御物成其外米扱扱^{こしらえ}并改定^{こしらえならびに}」⁽⁵⁾や天明元年(一七八一)の「所々津出蔵米出入手数写」によると、年貢米は「能く干し立て粃・碎」が全然ないように留意し「俵拵」に際しては「中結び堅く細かくくり寄せ上結び致し俵長く」ならないよう手本のように調えなければならず、「嫌俵」(つめかたの悪い俵)は、即座に仕直し、米主に対して一俵につき「科代夫老人づゝ」の罰を課した。

年貢納入期は毎年十一月であったが、実際は翌年六月の「蔵究^{くらまひ}」まで納めればよかった。⁽⁶⁾そして「上納皆済前」には「脇の借銀借米の返弁ならびに買物代」に郷内より「米粃銀子」を持ち出すことは厳禁されていたし、⁽⁷⁾年貢納入後でも、不作の場合は「津留」といって米の領外売買が禁止されることもあった。

年貢米のほかは地米高に応じて課せられる高掛物(付加税の一種)には四口五反といわれる四部口米と五部反米がある。四部口米は納入すべき地米一石につき四升、すなわち四%を課せられるもので郷方役人(大庄屋・庄屋・村役)の料米や飯米にあてられた。

五部反米は夫科反米ともいわれ、一石につき五升、すなわち五%を城内その他の雑役に服する代りに米で代納



天保4年(1833)上佐嘉代官所貫物定の高札
(佐賀市鍋島町蛸久、田中利夫蔵)

するものであった。⁽⁹⁾のちに新しく十五部の夫科米、すなわち一石につき一斗五升、一五%の夫科反米の重課が行われた。これを合計すると地米高の二四%の付加税が課せられている。

これら高掛物のほかに「当り物」といわれる小物成が課せられている。これは藁、菰、縄などのほか種々の特産物を納入するものである。⁽¹⁰⁾

ほかに郷村の自治運営費として徴収される貫物がある。これは大庄屋貫物と庄屋貫物があり、前者は郷単位、後者は村単位に個々の農民から米を徴集した。これは筆写給(書記の手当て)、風流などの祭礼費、夫遣(人夫科)、検見の役人の饗応費に用いられたようであるが、藩は夫遣い、役人饗応への貫米の使用は禁じている。県内には貫物を定めた高札が二つ現存している。一つは天保三年(一八三二)市武代官が三根郡坊所新村(三養基郡上峰村)の庄屋にだしたもの⁽¹¹⁾、他の一つは同四年上佐嘉代官が佐嘉郡新庄郷蛸久村(佐賀市鍋島町蛸久)の庄屋にだしたものである。⁽¹²⁾これによると次のようなことがある。

(1) 貫物の総額は各村の地米高の約一%である。

(2) 貫物の使途は村役給の補助、散使給、筆写給、郷蔵番給、郷倉修理費、神社祭礼費、川成銀代米などである。

ほかに潮土居、川土居、通路、井樋の修築、河川改修、架橋などの労役や臨時の人別銀を課せられている。

注

- (1) 『川副町誌』
- (2) 山田竜雄『佐賀平野における幕末の農業技術』(『農業経済研究』二八巻一号所収)『川副町誌』
- (3) 明和九年『郷村貫物之儀二付、蔵方頭人え相渡候書付』(『治茂公御改正書附』第三所収)
- (4) 『郡方日記』(神代鍋島家史料)
- (5) 『英蓉旧話』、『中原町史』
- (6) 『代官えの定』(鳥子帳、第二)
- (7) 『須古鍋島家日記』安政三年十一月二十六日
- (8) 夫料反米について天保九年(一八三八)の『巡見録』に「八本木村(鹿島市能古見)の庄屋啓右衛門の夫科反米の説明に城内諸役所用の遣夫日々相詰め候ては遠在の百姓難渡仕り候故、料米を相納め、別に人を相抱え下され候様先年相願ひ候処、其通り差し免され、右料米を以て人を御抱えに相成り候て城内夫役を相勤め来り候につき、其恩米に相当り候を夫科反米と申し候由申し上げ候、夫は何程相納め候哉御尋ねにつき、壱石につき五升宛にて御坐候由申し上げ候」とある。
- (9) 『川副町誌』
- (10) 三養基郡上峰村市ノ橋、江頭正雄所蔵、『上峰村史』参照
- (11) 佐賀市鍋島町蛸久、田中利夫所蔵、『佐賀市史関係史料調査目録』所収
- (12) 佐賀市史関係史料調査目録、所収

(二) 農業

佐賀藩全体の耕地面積は正保三年(一六四六)の段階で
田 二万五九九七町七反一畝四歩

畠 七二二四町六反六畝五歩

で田畠の割合は七三対二七である。もともと、これには五万四五一〇石の新田に相当する田は含まれていない。

弘化六年（一八四四）の段階では

田 三万四三五六町六反一畝

畠 一万六一一町四反六畝で田畠の割合は五三対四六で畠の増加がいちじるしい。(1)

川副東郷では安政四年（一八五七）の段階で表7にみるように

田 五七五町八反一畝余

畠 二六町二反九畝余

で九六%が田である。(2)

農産物の主要なものは、いうまでもなく米であり、生産高をみると別表9に示すように

米 一万二三一五石三斗五升

麦 二二九〇石一斗二升

したがって米、麦の割合は八四対一六である。

米の種類としては肥前米には、大きくわけて山白米・白米・赤米・黄米の別があり、白米には山白米・白米の別があったが、品種の違いでなく、山手でとれるかのと平野部でとられるの違いである。黄米は白大唐のことで、赤米の一種である。赤米は「とうぼし」ともよばれ、大唐米のことで、稲の葉や籾が赤味を帯びていた。味はまざかったが、早熟でも強く澆地にもでき、早稲であるため端境期の食糧に適していた。(3)寛政元年（一七八九）の

表7 川副東郷の村別田畑面積・地米・土地内訳(安政4年(1857)御蔵入川副東郷諸田安)による

土地面積	嘉与丁村		大堂村		徳富村		諸富村		大中島村		石塚村		為重村		上下村	
	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合	町・反・畝・歩	石・斗・升・合
田	46・0・7・13	71・7・4・29	65・8・4・26	34・3・8・25	29・7・9・5	46・6・3・2	53・7・5・0	28・0・3・1	441・0・5・8	698・3・0・2	647・3・4・6	229・6・6・0	184・4・2・6	455・8・4・2	545・2・9・9	264・6・8・3
米	42・6・2・10	64・7・4・2	54・8・7・8・5	20・4・6・1	28・0・5・15・5	42・9・1・8・5	49・1・2・3・5	25・1・0・2・0	42・6・2・10	3・1・2・29・5	4・4・5・16・5	3・1・7・23・5	1・0・3・28	1・9・3・22・5	1・5・1・27	1・2・2・1・5
屋敷	1・5・0・11・5	3・8・5・4	5・7・5・9・5	0・7・4・7・5	0・3・5・18・5	1・6・8・29	2・8・3・14・5	0・0・7・16・5	0	0	0	0	0	0	0	0
畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑面積	57・3・3・15	43・4・7・27	43・2・6・5	61・5・4・25	35・5・1・8	37・1・2・24		654・5・2・25	576・0・4・9	449・2・9・6	450・3・5・7	604・7・5・3	400・9・2・8	384・1・8・5		6332・1・8・4
米	52・6・0・4・29	40・1・3・25	40・9・1・11・5	54・4・6・5・5	35・9・6・21	23・7・9・13		575・8・1・6	52・6・0・4・29	40・1・3・25	40・9・1・11・5	54・4・6・5・5	35・9・6・21	23・7・9・13		575・8・1・6
屋敷	2・1・0・35	1・9・6・1	1・5・9・8	3・2・6・4	1・7・5・4・5	1・7・1・9・5		28・8・7・0・5	2・1・0・35	1・9・6・1	1・5・9・8	3・2・6・4	1・7・5・4・5	1・7・1・9・5		28・8・7・0・5
畑	2・4・0・24・5	1・2・0・9・5	0・6・7・10・5	2・4・8・26	1・2・3・25	1・4・7・15・5		26・2・9・12	2・4・0・24・5	1・2・0・9・5	0・6・7・10・5	2・4・8・26	1・2・3・25	1・4・7・15・5		26・2・9・12
野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計																

『巡見録』に三重村庄屋平右衛門が赤米についての巡見使の問に次のように答えている。同所にて通副みちぞいに中手と中田と葉色相変る様候を御覧、あれは養いの加減にて色違い候やと仰せ聞けられる。中田と中手と申す米、葉色も其通り変り候と申し上げ候えば、どれが赤米かと御座候につき、赤く相見え候苗が赤米の由申し上げ候

これによつて、江戸中期には、当地にも赤米が栽培されていたことがわかる。

前掲『巡見録』に、為重村庄屋幸左衛門は巡見使が、百姓は朝夕の食用に米を食べているかという問うたのに対して

麦勝りにて赤米を少し計り相加え候

と答えているので、赤米は自家消費用にもかなり用いられている。年貢米としても藩庫に納入され、安政四年、川副東郷では物成米六四三二石一斗九升一合のうち赤米一四九五石四升五合、すなわち約二三%が納入されている。(4)前記『巡見録』には為重村庄屋が塩土井の復旧工事などで他郡より「出夫」(人夫の応援)があるときは、藩が「夫飯米」(人夫用の食料)として「一日一人赤米壹升宛」を給するといっているので、年貢として納入された赤米は救援用として支給されることがあったことがわかる。このように赤米は年貢米として納入されたが、藩としては値段の高い白米を好み、赤米は三割以下に制限して納めさせたという。(5)

川副東郷における米の反当り収穫高は中田で一・九五石、中手二・二六石、晩田二・〇七石、平均二・〇九石である。(6)川副下郷でも平均二・〇二石である。前掲『巡見録』によると西古賀村(川副町)の庄屋安兵衛が上作のときは一反で七俵と答えているが、これは平均の反収である。

表8 耕地及び作馬

		東郷	西郷
作農作裏	積当積率	590.1町	1,055.6町
	掛一面	1.28	0.95
	家掛裏作	0.54	0.63
作馬	金力計	125	165
	借自	143	509
	作馬	267	673
作農作裏	頭数	0.58町	0.06町
	業戸数	2.17	1.58

(1) 耕地面積には種々の数字があるが、実際耕作面積と考えられる作掛面積を用いた。
 (2) 農業戸数とは農業と半農とを単純に加えたものである。山田竜雄「佐賀平野における幕末の農業技術」『農業経済研究』28巻1号

なお、ねりとり(鋤先を斜に立てて地を割りとる)、鋤こみ、鋤上げ、荒くれ(代かき)などの農作業は作馬によつた。表8に示すように、作馬の頭の作掛面積は二町余である。(7)馬一頭に対しては飼料、敷わらを初め約一町七反分のわらを必要としたので、二世帯で馬一頭を飼う舩馬もやうまが行われていたと思われる。米以外の農作物には別表9に示しているよ

うに小麦、大麦、辛子、唐豆、大豆、小豆、木綿である。麦の六〇%は米の裏作であった。(8)小麦以外は生産が少なく、自家消費に向けられたと思われる。水田の肥料は居養肥、すなわち人糞尿が与えられ、干鰯ほしか、油かすなどの金肥は麦に用いられた。二月から三月にかけてクリークから揚げた泥土も乾燥して米・麦に撒布して肥料にした。(9)

注 (1) 『御領中石高積目安』 (6) 山田竜雄「佐賀平野における幕末の農業技術」(『農業

(2) 『安政四年川副東郷諸目安』

経済研究』二八巻一号)

(3) 『佐賀市史』第二巻

(7) 右同

(4) 『安政四年川副東郷諸目安』

(8) 右同

(5) 『佐賀市史』第二巻

(9) 『佐賀県農業史』

表9 川副東郷農産物生産高—『安政4年(1857)御藏入川副東郷諸田安』による

	嘉与丁村	大堂村	徳富村	諸富村	大巾島村	石塚村	為重村	上下村
米	石斗升合勺 910・1・7・0・0	石斗升合勺 1397・2・0・0・0	石斗升合勺 1138・3・0・0・0	石斗升合勺 658・0・0・0・0	石斗升合勺 454・8・9・0・0	石斗升合勺 790・9・4・0・0	石斗升合勺 931・6・0・0・0	石斗升合勺 535・0・0・0・0
大	54・4・0・0・0	72・7・0・0・0	47・0・0・0・0	20・0・0・0・0	136・9・8・0・0	69・0・0・0・0	68・9・4・0・0	23・7・0・0・0
小	182・2・5・0・0	128・1・0・0・0	101・9・0・0・0	29・3・0・0・0	113・0・4・0・0	93・7・4・0・0	87・3・4・0・0	46・2・0・0・0
唐	100・6・8・0・0	56・3・0・0・0	48・7・0・0・0	34・4・0・0・0	59・1・6・0・0	44・4・0・0・0	50・9・4・0・0	39・6・0・0・0
辛	20・7・0・0・0	51・5・0・0・0	34・8・0・0・0	2・6・0・0・0	64・8・2・0・0	50・5・2・0・0	45・2・4・0・0	39・7・0・0・0
小麦	30000把	20000把	47000把	12000把	45120把	48000把	38000把	10000把
白	0	13000把	0	11000把	0	1町5反	0	30000把
大豆	6・0・0・0・0	5・0・0・0・0	10・0・0・0・0	1・5・0・0・0	1・5・0・0・0	5・7・0・0・0	4・5・0・0・0	1・5・0・0・0
木	綿 110斤	100斤	700斤	15斤	50斤	30斤	70斤	10斤
小	1・0・0・0・0	2・0・0・0・0	1・0・0・0・0	0・5・0・0・0	0・3・5・0・0	0・9・0・0・0	0・5・0・0・0	0・4・0・0・0

	三重村	福田村	山領村	太田村	小杭村	大津村	合 計
米	石斗升合勺 1139・9・9・0・0	石斗升合勺 865・6・3・0・0	石斗升合勺 824・8・2・0・0	石斗升合勺 1221・1・1・0・0	石斗升合勺 470・3・0・0・0	石斗升合勺 677・4・0・0・0	石斗升合勺 12015・3・5・0・0
大	70・0・0・0・0	44・2・5・0・0	26・1・8・0・0	79・3・8・0・0	78・8・0・0・0	83・2・0・0・0	874・5・3・0・0
小	101・0・9・0・0	81・4・0・0・0	75・5・7・0・0	140・8・8・0・0	94・5・0・0・0	121・9・0・0・0	1397・2・1・0・0
唐	79・5・6・0・0	87・2・4・0・0	76・5・6・0・0	115・9・2・0・0	82・8・0・0・0	104・9・0・0・0	981・1・6・0・0
辛	40・7・2・0・0	9・3・0・0・0	7・2・0・0・0	10・1・5・0・0	16・1・5・0・0	11・7・0・0・0	405・1・0・0・0
小麦	3町6反7畝	12000把	32400把	56280把	12000把	53000把	415800把(3町6反5畝)
白	1町5反	0	0	0	0	0	54000把(3町)
大豆	4・5・0・0・0	1・5・0・0・0	1・8・0・0・0	4・8・0・0・0	3・0・0・0・0	6・0・0・0・0	573・0・0・0
木	綿 110斤	0	0	100斤	30斤	20斤	1345斤
小	0・8・0・0・0	0・2・0・0・0	0・2・0・0・0	0・6・0・0・0	0・3・0・0・0	0・6・0・0・0	9・3・5・0・0

(三) 農業災害

慶安二年(一六四九)の大風、高潮、寛文九年(一六六九)大風雨、洪水、貞享元年(一六八四)の大旱ばつ、正徳三年(一七一一)の大風高潮と近世前期も自然災害は多かったが、⁽¹⁾江戸中期になって西日本を襲った最大の災害は享保十七年(一七三二)の蝗害(実際はうんかの害)である。世に「享保の飢饉」という。佐賀領内でも御藏人領中石数七拾二万九千二百八石五斗皆否(中略)、山林ノ果実既ニ尽テ田野生草ナシ⁽²⁾

また

田舎の食物は蕎麦の花、葛ねの糖、栗の簸糠(簸は箕でふるう意)、つちの粉、茄子の葉、檀特(カンナ科の多年草)の根などを食す⁽³⁾

というような食糧難であった。ために餓死者三万人に達し、疫病の流行も加ったため計約八万人の死者をだした。これは実に佐賀藩総人口の四分の一が減少したことになるのである。⁽⁴⁾

諸富町太田の真宗寺院、西蓮寺の『過去帳』(享保期〜文化期)によると、当寺院の檀徒の死者数が享保十七年(一七三二)四四人、同十八年九九人、同十九年一二人、同二十年一人、元文二年(一七三七)一六人になっていて、享保十八年の死者数がとくに群を抜いて多い。なお、この年は正月だけでも二四人の死者を出している。それは、

田を植る人手闕乏して三十日、四十日、時節に後れたり、其上六月旱に逢う⁽⁵⁾

見舞われている。⁽⁸⁾

七九二は蝗害と大風にあい、同十一年、享和二年(二八〇二)の旱害、文化元年(二八〇四)と大風、洪水に

そして文政十一年(二八二八)には五月下旬の洪水のあと、八月には二度にわたって大風に襲われた。⁽⁹⁾ いわゆる「子年の大風」である。同年の『破損所目安』によると領内の被害は水田畠三七〇二町八反、潮下同七五六二町六反、倒家五五二八六軒、半倒家二〇五四〇軒、流家一五一二軒、焼失家一六七〇軒、怪我人八八五三人、死人八二二五人(うち溺死者二六六人)、倒牛馬八四八匹に達している。諸富町については、同町寺井津真宗寺院光專寺の『過去帳序』に

文政十一子八月九日夜、大風大汐、寺院市中倒家難船死人其数ヲ知ラズ、前代未聞(後略)

とある。また同町徳富の真宗寺院西覚寺の過去帳にも

八月九日大風雨、古今未曾有ナリ、大潮満、土井切れて倒家死人夥し(中略)其夜大いに暑く平日と異り、又漁人の咄に、沖中水底暖かにして漁猟夥し、漁人は風かと気の附く者あり、岡にては気のつく者なし、夜九ツ時(午前〇時)より北風吹き出し、夜明まで西に北向を転ず、宗旨寺院倒堂一七ヶ寺、内三ヶ寺焼失(後略)

とある。諸富町内は大風にともなう火災や高汐で人家や田畠のうけた被害は甚大で目をおおובהかりの惨状を呈したかと思われ。天保年間になっても、同三年(一八三二)同五年の旱ばつ、同七年の長雨、同十一年の大風雨、洪水、同十四年の大風高汐と災害は続き、不作のため手作り農民の没落は拍車をかけられた。⁽¹⁰⁾ 嘉永三年(一八五〇)には五月末より六月初めにかけて強雨が降り続き、七月になって十一日に大風雨で市中郷村の潰家、倒木夥しく、所々で山崩れや土居(堤防)がきれて田畠に冠水し、砂におおわれた。人家も流失したり潰れたりし

計り也(7)

凶年記 承和元年(一八〇〇)の凶年記... 承和二年(一八〇二)の凶年記... 享和元年(一八〇〇)の凶年記... 文政元年(一八〇四)の凶年記...

『凶年記』佐賀県立図書館蔵『郷談隋筆』所収

享保三、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、各月、各日、各事、各人、各名、各数、各記、各由、各説、各言、各語、各事、各人、各名、各数、各記、各由、各説、各言、各語...

享保飢饉の死者を記した西蓮寺の過去帳より

というような農業労働力の不足と同十八年六月の旱ばつと馬大かた死失せて耕すに力なし⁽⁶⁾

というような農耕馬の不足は田畠荒廃を招いた。それで

下民等種々の方便心に任せず、所存世具衣服毎日市中十々々に持ち出し群を成す事目を驚かす

て溺死者や「斃^{たおれ}牛馬」も少くなかった。⁽¹⁾そこで藩は翌四年三月、災害領民に対して救援米を貸与している。これについては『直正公譜』嘉永四年三月十八日の条に

近年打続きの凶作、郷村市中津内の者共、至極難儀に迫り候者もこれある趣聞こし召され不便の至りに思し召し候、これによつて御手許非常御備えの内、壹万石拝借差し出され候（後略）

と記されている。また、この壹万石の藩主救援米は諸富町の窮民にも分配されたことを証する板札が町内からでている。その板札には次のように墨書されている。⁽²⁾

御救助用

嘉永四年御蔵入川副東郷石塚村貧民竈数三拾九軒人数百六拾壹人御救米として式拾三石六斗、亥四月五日、下郷（川副下郷）呉服御蔵より差し出され候

惣御米高

米壹万石

内

米千六百五拾石

市武懸り

同千四百石

上佐嘉

同千四百石

山内 懸り

内

千石 上佐嘉

四百石 山内

同千三百五拾石

川副懸り

同千四百石

与賀懸り

同千七百石

横辺田懸り

同八百石

皿山懸り

同七百石

諫早懸り

同千石

町方懸り

米式百八拾五石八斗五升 東郷

同式百六拾五石式斗 上郷

同四百式拾五石七斗七升 下郷

代官

福岡助太郎

部助役

牟田口利左衛門

右同下役

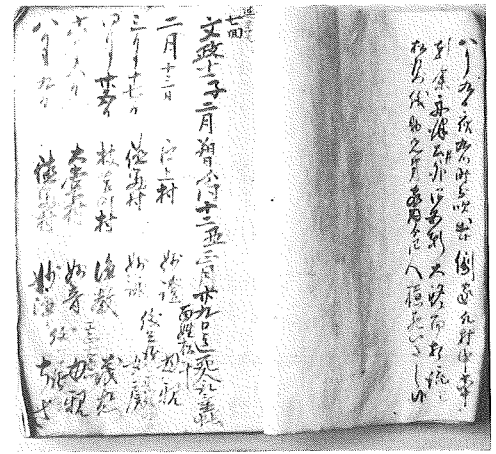
西久保忠助

庄屋

弥平

村役

幸吉



徳富、西覚寺過去帳 - 文政11年(1828)の条 - 同年8月9日夜9つ(12時)時分から大風が吹きはじめ、徳富村内で60軒余の民家が倒れたと記している。

農業災害

藩主鍋島直正の救援米一万石は七代官所、一町方の六区域にわけて分配され、川副代官所(代官、福岡助太郎)

管内には一三五〇石が配給され、それがさらに川副東郷、同西郷、同下郷に三分され、川副東郷分の二八五石八斗八升のうちから石塚村の貧民三九世帯、一六一人用として二三石六斗が川副下郷の蔵から届けられたと推定されるのである。

注 (1) 『佐賀県災異誌』

(2) 『宗茂公御年譜』享保十七年六月十九日

(3) 『凶年記』(『郷談隨筆』所収)

(4) 城島正祥「佐賀藩の人口統計」(『史学雑誌』八二編九号、一〇号、城島正祥著『佐賀藩の制度と財政』所収)

(5) 『凶年記』(『郷談隨筆』所収)

(6) 右同書

(7) 右同書

(8) 『佐賀県災異誌』

(9) 諸富町寺井津真宗寺院光専寺蔵『年中雜記録』によるとこの年の正月の条に

正月朔日午の刻(正午) 諸富出火、凡七十軒計り焼失

とあり、八月の大風の前にも諸富に大火があったことがわかる。

(10) 『佐賀県災異誌』

(11) 『嘉永三年七月、八月大風雨洪水二而御届其外一通』

(12) 諸富町石塚、鬼塚政十所蔵、板の厚さ〇・五センチ、縦四五センチ、幅二〇、五センチ、この板札は石塚村に届けられた救援米の俵につけられていたものであろう。

(四) 農民統制と農民の生活

慶安二年(一六四九)の「触書」にみる幕府の農民生活への細かな干渉は、佐賀藩の農民対策にもみられた。藩の財源のほとんどが農民の貢租にでている以上、農民の生活全般にわたって自給自足をたてまえとする諸制約が加えられるのは当然であった。

たとえば『烏子帳』の『郷内定』や「郡代への定」に鍋島勝茂は

一 百姓不相応の衣食を好み、就中、秋冬の間、色々過分の所存これあるにより、相統かず、竈を倒す根本に候条、代官として切々申し聞せ、百姓連続の調儀仕るべき事

と衣食の節約をすすめている。衣類については、さらに同書の「万御法度」に

一 庄屋百姓衣類の儀、布木綿の外、着仕るまじき事

但、木布綿の外、着候ハて叶わざる者、大目付切手(切手とは証明書の事)差し出すべき事

一 庄屋百姓町人女房乗物の儀、停止の事

但、乗候ハて叶わざる者は大目付切手さし出すべき事

とあり、布(麻布)・木綿の着用を原則とし、乗物の使用も禁止している。

また住宅についても天明三年(一七八三)の『竈帳約条』に⁽¹⁾

一 家作衣裳其外の仕成、分際不相応の儀これなき様、申し合せ候事

とある。さらに弘化三年（一八四六）の『郷村御取締達帳写』には、衣類について

一 上着下着帯とも木綿の外一切相用いまじき事

附、裾模様等の手入れの染め方仕るまじき事

一 帷子の儀、晒し奈良嶋を相用い、越後縮、数寄屋嶋は勿論、目立ち候嶋かすり、染模様一切同断

一 胸掛は勿論、襟懸など相用い申すまじく候

とある。また、食事についても

一 婚姻其外重立ち候祝事たりとも一汁三菜、吸物一、肴三種を上にして茶菓子は格別、包菓子、向詰嶋台一切停止候様の事

とある。また住居についても

一 手入りの庭作り、且又、床縁、天井板・さん・かまち・縁板等漆塗

一 附書院

一 かし其外彫物

一 長押の釘隠し

一 屏風・襖振金扱又、極粉色金銀の唐紙

一 簞笥・長持目立候品

は禁止されていた。

また、郷村における商行為は農村への商品経済の浸透を招き、農民の貧富の差を促進するため、藩政初期から

禁止されていた。すなわち『鳥子帳』の「万御法度」に

一 城下町并津町、津宿の外、酒を作り売買仕るまじき事

一 在々において何色によらず、振売り堅く停止の事

とある。なお、郷村への振売り禁止は享保期（一八世紀前半）にはあかし松、塩、油、⁽²⁾天明期（一八世紀後半）には、そのほか鯛、蟹、漬物類が除外されているが、⁽³⁾なお、郷村において販売が禁止されているものが多かった。安政三年（一八五六）須古鍋島家領馬洗村（杵島郡白石町）の百姓善助の願書によると、藩は同年、郷村における豆腐、昆若、草履、鼻紙すらの販売も禁止している。⁽⁴⁾

とくに酒については前掲の『万御法度』にみるように城下、宿、津以外での販売は禁止されているが、明和九年（一七七二）の「郡方に付而書附」にも

一 郷内通宿の外、酒帘当新穀より停止の事

附、定の場所たり共、分帘、新帘場所替え願ひ差し免すまじき事

とあり、城下、津、宿における支店や新しい店の場所変更についても禁止している。また、他領からの酒の購入についても、右同書に

一 旅より酒調い入れ候儀、停止の事

とあり、堅く禁止している。また弘化三年（一八四六）の『郷村御取締達帳写』や『津内郷村取締達』によれば、津や宿で販売を許可されている菓子類は次の通りである。

一 あめ 一 おこし 一 米麦落雁 一 目鏡菓子 一 黒砂糖せんべい 一 逸口香
そして

右の外、白砂糖入り上製の菓子決して売り方致さず候様の事

というように厳しく取り締られている。

また他領の寺社参詣についても制約が加えられ

一 神仏二信心の者、他国の寺社へ参詣仕るまじき事

但、是迄他方の寺社へ立願等相懸け置き、成就として参詣仕まつらざる候わで叶わず候ても、沓ヶ年二一
村より式人の外、他参仕るまじき事

とし、佐賀城下の伊勢屋町（佐賀市伊勢町）の伊勢社参詣で事足りるとして伊勢まで参詣に赴くことを抑圧して
いる。

したがって農民たちは

- 一 郷内罷在り候ては耕作方え記^{（マ）}専一の致し事にて順作致し候得ハ、作徳の御蔭を以て父母妻子相育む事に候
間、鋤起し草水の手当て、節季^{（マ）}早晩の考え、種子、粃の選び方其外少しも手後れこれなき通り、老若共に
平日吟味致し申すべき事（中略）
- 一 女房、娘。子供迄専ら作方の手助け致し、隙々ニハ木綿^{（マ）}績^{（マ）}つむぎ、蚕桑の心懸け油断仕るまじく候、親と
して子供幼少よりの致し方緩せの所より徒者もこれある儀に候条、此申し合せ肝要の儀に候事

と、世帯主ばかりでなく、家族全員が農作業に励むことを強制されたのである。⁽⁷⁾

農民の生活は次の寛政元年（一七八九）の「巡見録」によると次のようなものだったのである。すなわち

一 百姓手透きの時分ハ何事仕り候哉と御尋ぬ、百姓手透きと申す儀は一日にても御座なく、秋向田を半分程

も刈り取り納め候へば、直ちに鋤き起し麦蒔付け申す儀に御座候（中略）

と為重村庄屋が巡見使に答えているように、秋に田を半分刈りかつたところで麦蒔きをしなければならず、一年
中が労働の連続だったのである。

次に前掲寛政元年の『巡見録』により当時の農民の主食調味料について紹介しよう。まず主食については

一 百姓朝夕の食用ハ米を給^{（マ）}べ候かと仰せられ、麦勝^{（マ）}りにて赤米を少し計り相加へ候と申し上げ候

とある。すなわち為重村庄屋は巡見使に赤米を少し加えた、麦が大部分の麦飯をたべていると答えている。また
調味料については同人は

味噌ハ一統下々迄拵え申し候えども、醤油は中道より下は拵得申さず（中略）酢は入用の分纔宛調い入れ、自
分ニ拵え申さざる段申し上げ候

と答えている。すなわち味噌はどの家庭でも造ったが、醤油は中流以下は造らず、酢は必要の分だけ購入してい
たので、結局、醤油を用いない家庭もあったのである。また塩については

当国には塩浜はこれなく、もつとも甘里余、伊万里と申す所へ少し塩浜これあり候へども、此節一向参り申
さず、遠国より参候塩買い入れ用達仕り候

とのべている。瀬戸内の塩田の塩を買い入れて食用に供していたのであろう。

なお、風呂も現在のように各家庭になくて村や津に銭湯があったようである。前掲の寛政元年の『巡見録』に巡見使用人と東寺井、西寺井の別当代との間にとりかわされた次のような問答がこれを証する。

三日夜、五ツ時（午後八時）頃、御用人御屯所（屯所とは宿泊所のこと）罷り出で居り候処、何方に候哉、貝を吹き申し候、右ハ何事にてこれある哉御尋ねにつき、風呂場に吹き候由申し上げ候処、風呂とハ銭湯の事にてハこれなき哉と仰せられ候につき、左様の由申し上げ候、何故、貝を吹き候哉と御尋につき、湯入り多くこれある内は吹き申さず候えども、入り無御座候節ハ吹き申し候と申し上げ候

すなわち、浴客が空いたときはホラ貝をならしてこれを知らせていたのである。しかし、これには入浴料などが記されていないので、あるいは「もやい風呂」（共同風呂）であったかも知れない。

注 (1) 天明三年『教諭御書附』所収

(2) 『宗茂公御印帳写』（享保十六年九月一日）

(3) 『泰国院様御年譜地取』天明五年十二月二十九日

(4) 『須古鍋島家日記』安政三年四月四日

(5) 『治茂公御改正御書付』第四、

(6) 天明三年『教諭御書附』

(7) 『竈帳』約条

六 漁民のくらし

(一) 漁業

早津江川に面した寺井津一帯は早津江津とともに漁業がさかんであった。寛政元年（一七八九）の『巡見録』に為重村庄屋幸右衛門が本陣にあてられた光徳寺（諸富町西寺井の真宗寺院）で巡見使に漁師の存在を尋ねられ是より東、浮盃と申す所、偕又、早津江と申す所へおよそ三〇艘程も御座候

と答えて、漁師の運上金（税金）についての問には漁師個人の運上はないが、漁船に帆別銭として「三艘に帆別銀四匁五分」を納入していると答えている。なお、藩政時代の有明海の海の幸としては次のようなものが史料に散見する。

文禄・慶長・元和のころから寛永の初めにかけて国老の重職にあつた鍋島生三（道虎）宛の藩祖鍋島直茂の書状によると⁽¹⁾

業 すすき三掛、名よし六懸、うなき十六、はり魚一鉢、ししめかい三升

漁 を「あみをうたせて」江戸に送らせているし、慶長十一年（一六〇七）ころの直茂の生三宛の書状では国許から送ってきた「海竹（海華）一樽」を徳川家康に献上している。⁽²⁾直茂の子勝茂（初代藩主）も生三に対し